



基本方向

都市づくりの取り組みにおける「協働」のしくみの充実

この計画にもとづいて今後の都市づくりを展開していくため、取り組みを支えるしくみに関する方針を整理します。

前章までで整理してきたとおり、これからの都市づくりにおいては、既存の市街地や都市基盤施設を再生、活用しながら、きめ細かな取り組みを積み重ねていくことが重要となっています。そして、具体的な取り組みに際しては、そこで暮らしている市民をはじめ、企業や行政など都市の構成員が相互に役割と責任を担い合うことが求められます。

以上の認識のもと、ここでは、「都市づくりの取り組みにおける『協働』のしくみの充実」を基本方向として方針を整理しました。

方針1

取り組みの内容に応じた多様な「協働」

都市づくりは、「企画・計画」の段階から「事業等の実施」を経て「維持・管理」の段階へと至り、さらに「評価・見直し」を踏まえて新たな「企画・計画」へとつながる、循環的な取り組みの積み重ねで進められます。

また、取り組みの対象は、都市全体を広く見渡すことが求められる広域的・根幹的な事項から、地域の個性や独自性の尊重が求められるきめ細かな事項まで、さまざまな広がりをもっています。

そのため、取り組みの段階や対象の広がりに応じた多様な「協働」が求められます。

取り組みの方向

ア 取り組みの各段階を通じた協働

- ・「企画・計画」から「事業等の実施」、「維持・管理」、「評価・見直し」まで、取り組みの各段階で、協働の取り組みを進めます。
- ・継続的に取り組みを推進する体制を、テーマに応じて適切につくります。

イ 対象の広がりに応じた協働

- ・線引きや用途地域、周辺市と連絡する幹線道路など、広域的な影響をもつ事項については、多様な立場の利害をより総合的視点から調整していく必要があるため、行

政の主体性と責任が強く求められます。そのため、行政からの十分な情報提供と幅広い意見交換のもと、具体の取り組みを進めます。

- ・地区計画や住宅市街地内の生活道路など、地域的な事項については、地域住民の自主的な関わりが特に重要です。行政は、地域の自主的な活動への支援や、全市的な観点からの取り組みの方向性の調整を行います。

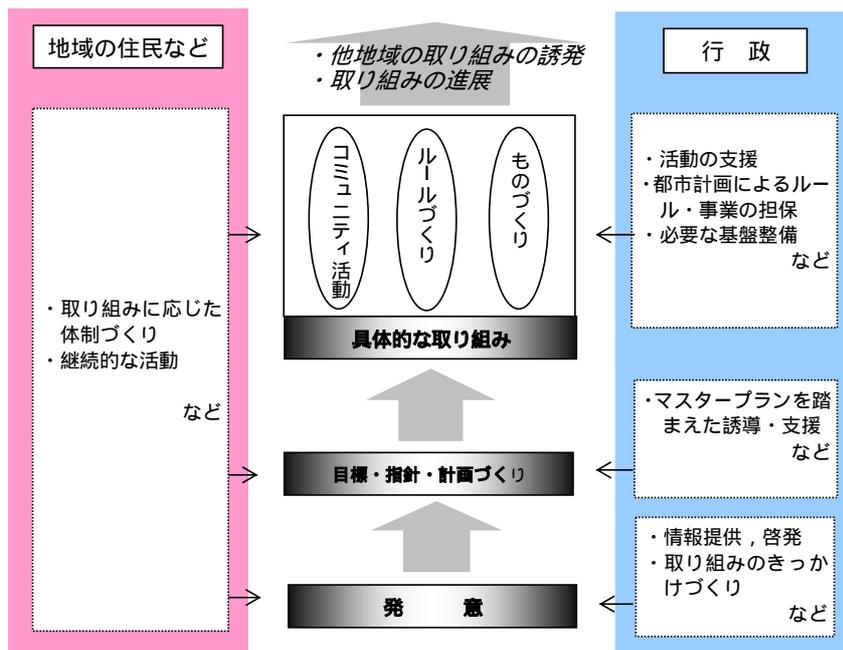
対象の広がりに応じた協働(イメージ)



ウ 協働による地域の取り組みの推進

- ・地域の住民など主体的な取り組みを行政が支援し、地域ごとの都市づくりの指針を定めるなど、市民・企業・行政などの協働による地域の取り組みを推進します。その際、施設等の維持管理や建物更新の段階的誘導など、事後の継続的展開をも視野に入れた推進体制づくりを重視します。

地域の主体的な都市づくりの推進(イメージ)



エ 行政の取り組みの総合化

- ・個別の施策が相互に整合して展開され、総合的かつ一体的な都市づくりが推進されるよう、関係部局がこのマスタープランを共有し、個々の取り組みについてマスタープランとの整合を確保します。
- ・各種施策を効率的・効果的に推進するため、行政の関係部局間での連携・協力を一層強め、テーマに応じた推進体制のもとで総合的な取り組みを進めます。特に、都市づくりの力点に掲げた5つのテーマについては、行政としても積極的かつ重点的に取り組みを推進します。
- ・上位計画の見直しや各種施策の展開状況等に応じて、このマスタープランの適切な見直しを行います。

方針2

都市づくりに関わる情報の共有

都市づくりの取り組みを「協働」によって推進していく上では、都市づくりに関わる情報が市民・企業・行政等の各主体にひらかれ、共有化されていることが基本となります。

取り組みの方向

ア 都市づくりについて考える素材となる情報の収集・提供

- ・都市づくりに関する情報の収集・提供を総合的に行うしくみを整えます。
- ・情報通信技術を活用し、より見やすく、使いやすい情報提供を進めます。
- ・地域の自主的な活動の芽を育むため、出前講座の実施など、学習機会の充実を図ります。

イ 行政における相談・支援体制の充実

- ・地域の自主的な活動を支えるため、取り組みのテーマに応じて行政の相談・支援窓口の一元化を図ります。

方針3

都市計画制度の運用におけるわかりやすさと透明性の確保

都市計画は、その決定が直接土地利用の制限につながるものであることから、特にわかりやすさと手続きの透明性に配慮した適切な制度運用が必要です。

取り組みの方向

ア 都市計画の案への市民意向の反映

- ・都市計画の案の作成にあたっては、説明会や公聴会の開催、計画提案制度の適切な運用など、市民意向を把握し、案に反映するための取り組みを充実していきます。

イ 都市計画の手続きの透明性確保

- ・都市計画の決定にあたっては、案の内容や決定する理由、手続きスケジュールなどを広く、わかりやすく周知するとともに、意見聴取の機会を充実していきます。

市民意見から原則設定へ<目標系>

市民意見

- ・人々が互いに助け合うまち、血の通い合うあたたかいまち
- ・高齢者や障者のある人が1番便利な所に住めるまち
- ・コミュニティバスなど地域の生活者が利用しやすい地域内循環交通を整備すべき
- ・高齢者が一人でも住めるような住宅をつくれぬか、また、その支援ができないか
- ・様々な暮らし方のあるまち（緑の多いまち、隣どうしの交流のあるまち、学生のまち...）
- ・パリアフリーを全体的にやっただけでよいのではないかと
- ・車を利用しない生活できる街づくり
- ・札幌市の人口増加、減少について、市ではどう考えているのか。住宅造成地の拡大の仕方に関する問題がある
- ・都市計画で残すべき緑地と開発すべき地区を明確にすべき
- ・これらから樹林地開発（都市造成）が進むので、丘陵地開発の危険性の重視を！（土砂、雨水流出など）
- ・厳しい農業環境の中で、周辺部の農地をどのようにしていくかが重要。また同時に、違法建築物などに対しては、適切な指導と規制が必要
- ・各世代の人が自然や緑、公園に話しかけられる場所、子供たちが安心して遊べる川や公園、緑を増やしてつづらけるまち
- ・教育と連携し、子供の頃からつづらけしめ、意識を高める環境をつくることには考えられぬか
- ・行政のサービスとして住民にプレゼントする公園ではなく、地域の人が自分たちのコミュニティの場として愛して行ける公園を
- ・緑の回廊を都市計画の中に
- ・量の確保から、生き物が住むなど質的な豊かさを求めるみどり環境づくりへの転換が強く、都市計画（リス等）がみられるような整備、郊外の緑が都心までつなげてくれるような整備を望む。
- ・冬にも強い公共交通機関の積極的な維持活用を図るべき
- ・道路が狭く困っているので除排雪のあり方のための「除雪税」を払ってでも住みよいまじりたい
- ・つづらける路面対策や冬の雪処理対策とそのためのエネルギー対策を前面に押し出すべき
- ・利便性の高いところで良好な環境を実現し、そこで暮らしたいと考える層は結構多いと思う
- ・街に連続性がなく、街並みのバラバラが悪く美しくない。マンションとかネオンサインとかをもう少し規制してはどうか
- ・市民も行政も「札幌」に誇りをもち、札幌の個性を重視したまちづくりが求められる
- ・高齢化のことも考えると、福祉関係の施設も都心に必要
- ・都心の魅力高め、都心にも人を住まわせることが重要
- ・身近な拠点の育成が重要であり、地域のまちづくりの機軸を高めるための方針が必要
- ・散歩したくなるまちがほしい
- ・都心への交通の乗り入れ自粛や、周辺駅でのパークアンドライドの充実
- ・都心部を中心に放射状に整備されている公共交通体系のなかで、今後は、地域中心核間の構移動を支えていくことも重要
- ・JR・地下鉄・バス等の連携と価格体系の見直しが必要
- ・オープンスペースは、都心において、その環境を高め魅力を増していくという観点から、より重要である
- ・道路や公園の整備などによって散歩が楽しくなる環境が大切
- ・ポイントを持った街づくりをして欲しい

原則を考えるキーワード

助け合う・コミュニティ

お年寄や障者のある人こそが安心・安全・便利に住める

様々な暮らし方が選べる

車なしでも生活できる

パリアフリー

残すべき緑地・農地と開発すべき地区の明確化

樹林地の保全

農地の保全

人々が話しかけられる自然・緑・公園

緑と教育との連携・意識啓発

地域住民のコミュニティの場としての公園

量の確保から質的な豊かさへ

都心でも動物がみられる

郊外の緑が都心に

つながってくる

冬にも強い公共交通機関

雪対策・エネルギー対策

利便性の高いところで多くの人が快適に住める

街並み景観を美しく

札幌の誇りと個性の重視

都心に機能を集め魅力高め（福祉、居住）

身近な拠点の育成

散歩が楽しいまちづくり

都心への乗り入れ自粛

JR・地下鉄・バス等の連携

パークアンドライド

オープンスペース

ポイントを持ったメリハリのあるまちづくり

この図は、都市づくりの原則を設定について、都市マス勉強会でこれまでに出された市民意見からの整理を試みたものです。

原則設定<目標系>

原則1：一人ひとりの暮らしの質の向上を支えます

- 1-1 個性で活力のある地域づくり
- ・都市が利便性を保ち、生活を支える基盤として機能するために、地域特性に応じた適正な密度で人が住みつけ、コミュニティ活動等が活発に展開していること
- ・地域の住民が愛着と誇りをもち、個性的で、魅力ある街並みが形成されていること
- 1-2 多様な住まいの確保
- ・様々なライフスタイルがある戸建住宅や利便性の高い地域の集合住宅など、多様な住まいが確保されていること
- ・郊外のゆとりとある戸建住宅や利便性の高い地域の集合住宅など、多様な住まいが確保されていること
- 1-3 身近な利便性と快適性の確保
- ・徒歩を前提とした距離圏で、買い物利便機能など基本的な都市サービス機能が享受できること
- ・地域の公園や散策路など、ゆたかな時間を過ごせる空間が身近に確保されていること
- 1-4 だれもが利用しやすい、利便性の高い公共交通機関が、交通体系の機軸をなしていること
- ・交通施設や公共的建築物など、多くの人が利用する空間のパリアフリー化が図られていること
- 1-5 暮らしの安全と安心の確保
- ・都市施設や建築物などが、自然災害や火災などに対して強いものであること
- ・延焼防止機能を持ち、避難や救助活動の場ともなる道路や公園などのオープンスペースが適切に確保されていること
- ・交差点や公園などでの見通しの確保など、事故や犯罪の未然防止のための配慮がなされていること

原則2：自然と共生し北の風土特性を尊重します

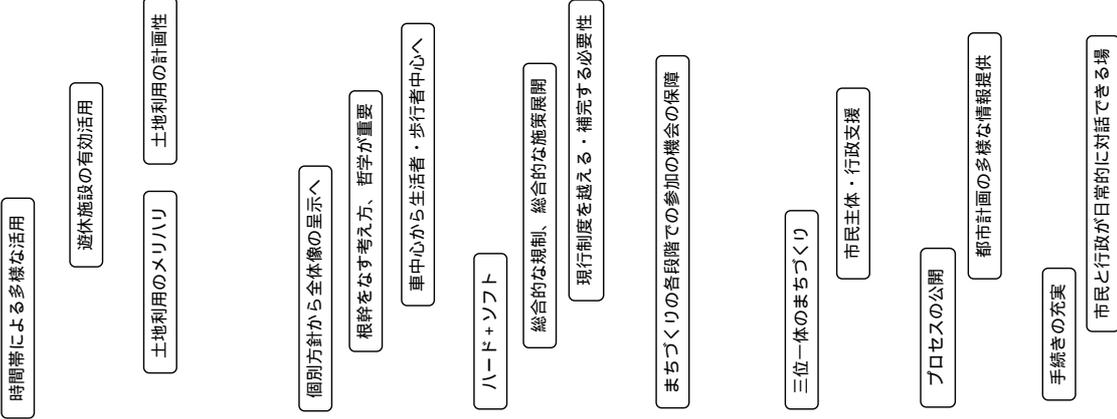
- 2-1 環境への負荷の低減
- ・都市基盤の整備において、環境への配慮が徹底されていること
- ・地下鉄駅周辺の居住密度が高まるなど、公共交通の利用しやすい都市構造が確立されていること
- 2-2 市街地の外延の抑制と自然環境の保全・創出
- ・市街地の外延の抑制を基調としつつ、市街地の内外で、守るべき自然環境が確実に守られること
- ・新たな創出が図られること
- 2-3 市民が触れる機会を通じた自然環境の保全
- ・豊かな自然が適切に都市住民に開放されることで、レクリエーション等の機会が提供されるとともに自然環境の保全に対する意識が高まること
- ・都市住民自らの手による自然環境の管理の仕組みなどにより、幅広く自然環境が保全されること
- 2-4 多面的な自然環境への配慮
- ・健全な水循環が確保されていること
- ・野生生物の生育空間の確保にも配慮して、自然環境のネットワークが形成されていること
- 2-5 冬期間の都市活動の維持と夏や雪の活用
- ・冬期間の道路交通の円滑化や歩行環境の向上が図られ、都市活動が維持されること
- ・豊かな屋内外の公共空間の形成や雪の冷熱エネルギーの活用など、寒さや積雪を資源としてとらえた、本独自な取り組みが進められること
- 2-6 自然環境や風土特性に配慮した都市景観づくり
- ・市街地内のみどりや水辺、地形的な特徴などが都市景観のなかで活かされること
- ・明瞭な四季の移り変わりによる背景の変化、市街地に残る歴史的遺構など、本市の個性を表現する要素に配慮した景観づくりが進められること

原則3：多くの人が集まる場を大切にします

- 3-1 魅力ある都市機能の集積と活動・交流の活性化
- ・魅力ある都市機能が集積し、世界に向けてその魅力が発信され、国際的・広域的な交流が活発化すること
- ・交通結節点などで多様な機能が集積・複合することにより、にぎわいが演出され、まち歩きを楽しむことが高まること
- 3-2 公共交通によるアクセルの確保と歩行空間の充実
- ・多様な機能の集積状況と公共交通体系との位置関係が相互に整合し、公共交通を利用してさまざまな都市サービス施設に容易に到達できること
- ・交通結節点とその周辺のみどりや水辺、地形的な特徴などが都市景観のネットワークが確保されること
- 3-3 きめ細かな公共空間の配置とその多面的な活用
- ・歩行者の動線に接した効果的なポケットパークや屋内型の広場など、公共的なゆとり空間が充実していること
- ・公共的なゆとり空間が、通行や休憩の居かイイベントや飲食などのスペースとしても活用できること
- 3-4 人が集まる場にふさわしい都市景観づくり
- ・交通結節点や公共広場、集客交流施設など人の集まる場の特性に応じて、一定の統一感をもった街並みの形成や、シンボル性の高いデザイン要素の効果的な導入などがなされること

この図は、都市づくりの原則を設定について、都市マスタ勉強会でこれまでに出された市民意見からの整理を試みたものです。

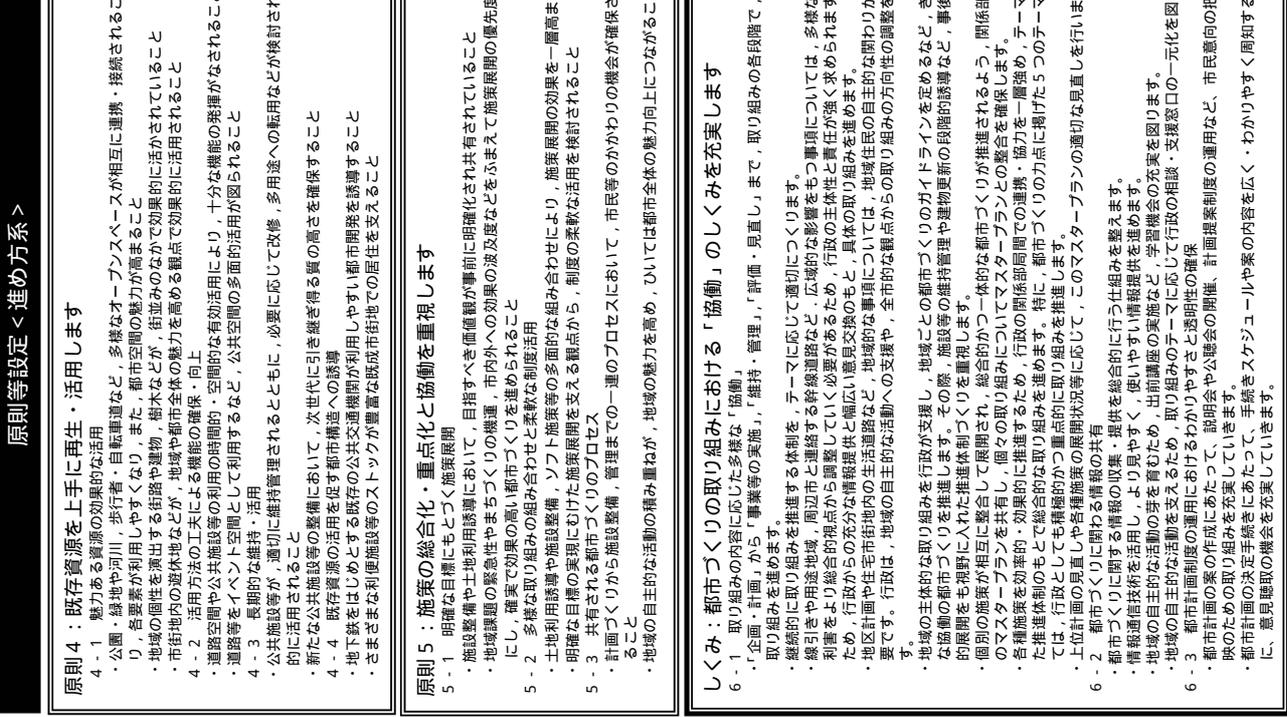
原則を考えるキーワード



市民意見

- ・ 都心部の交通を排除して歩行者だけにするという時間帯があってもよいのではないかと
- ・ 眠っている施設の開放と利用（各事業所・小学校など）
- ・ 利便性の高い土地の高度利用を誘導するとともに、周辺の低層建築物主体の住宅地の豊穡を保全することも大切
- ・ 交通の渋滞を少なくする為に、地下鉄、バスターミナル等のそばに市の安い駐交場所を設置すべきなのに、ほとんどが都心に駐車場を作るのは間違っている
- ・ 都心の全体像を示し、市民にアピールすることが重要。すなわち交通、景観などの個別の方針をトータルで整理し、全体像の見える方針が必要
- ・ 札幌市として、都市空間形成の基本的な方針（根幹をなす考え方）の提示が必要
- ・ 市街化調整区域を一律に規制することに限界がある。調整区域は「こうあるべき」という方針が必要
- ・ 市街地内部を高密度化しつつ、そこで豊かな住環境を実現していくために、具体的な住宅の書写真（コーポライズ住宅など）を考えておくことが重要
- ・ 交通アクセス手段も、赤字解消だけが目的では不可。哲学をしつかりもつべきである。
- ・ 幹線道路の整備に力点をあおくより、生活者・歩行者の立場に立った道づくりなど人にやさしい安全な交通環境を創出することが重要
- ・ ハード整備とともにソフト整備（自分たちのまちを自分たちでつくるという意識論など）を高くすべき
- ・ 用途地域による規制だけではなく、景観・ゾーニングのコントロールが必要
- ・ 例えば戸建住宅が建ち並ぶ地区において、現行の法律の範囲内だからといって突然高層マンションが建ち並ぶことはいかぬかと思ふ
- ・ 一定規模以上のマンションを建築するときに、オープンスペース（空地）の確保を義務づけられないか
- ・ 例えば地下鉄の延長を検討するとともに、ただそれだけを考えるのではなく、パーク・アンド・ライド駐車場の整備などの施策もセットで考えるなど、総合的な検討が必要
- ・ これからどのようにしてみどりを実施していくのか、その推進方策が必要
- ・ 具体的な市民参加のあり方として、地域の将来コンセプトを考える段階から計画決定の段階まで、各段階で参加の機会が保障されるべきだ
- ・ 行政・企業・市民、三位一体でのまちづくりを！
- ・ 市民は自立と責任にもとづいてまちづくりに参加し、行政はそのような動きをきめ細かく支援する
- ・ 住民参加については、法律に基づく「縦覧」という手続きだけでは不十分
- ・ 地区毎の個性を任せている人が実見してそれを生かせるようなまちづくり
- ・ 広い地域にまたがった問題では、市民による本当の同意は可能だろうか
- ・ 理念については良いと思っても、そこから具体的な施策が出てきたときに納得できないものとなっていることも多い。その部分をかたちづくるプロセスをきちんと公開していくような仕組みが重要
- ・ そもそも都市計画とはなんなのかわからない。行政と市民が情報提供を共有すべき
- ・ 様々な地域に応じた更新パートナーの提示など、地域がまちづくりを考えっていくための情報提供も必要
- ・ 建築協定や地区計画などの制度を市がもっと宣伝すれば、市民も「こういう方法がある」と話し合いも進むのではないかと
- ・ 住民参加については、法律に基づく「縦覧」という手続きだけでは不十分
- ・ 市民と行政が対話できる場を日常的に設けておくことが必要

市民意見から原則・しくみ設定へ＜進め方＞



原則4：既存資源を上手に再生・活用します

- 4-1 魅力ある資源の効果的な活用
- ・公園、緑地や河川、歩行者・自転車道など、多様なオープンスペースが相互に連携、接続されることにより、必要さが利用しやすくなり、また、都市空間の魅力が高まること
- ・地域の個性を演出する街路や建物、樹木などが、街並みのなかで効果的に活かされていること
- ・市街地内の遊休地などが、地域や都市全体の魅力を高める観点に活用されること
- 4-2 活用方法の工夫による機能の確保・向上
- ・道路空間や公共施設等の利用の時間的・空間的な有効活用により、十分な機能の発揮がなされること
- ・道路等をイベント空間として利用するなど、公共空間の多面的な活用が図られること
- 4-3 長期的な維持・活用
- ・公共施設等が、適切に維持管理されるとともに、必要に応じて改修、多用途への転用などが検討され、長期的に活用されること
- ・新たな公共施設等の整備において、次世代に引き継ぎ得る質の高さを確保すること
- 4-4 既存資源の活用を促す都市構造への誘導
- ・地下鉄をはじめとする既存の公共交通機関が利用しやすい都市開発を誘導すること
- ・さまざまな利便施設等のストックが豊富な既存市街地での居住を支えること

原則5：施策の総合化・重点化と協働を重視します

- 5-1 明確な目標をもとづく施策展開
- ・施設整備や土地利用誘導において、目指すべき価値観が事前に明確化され共有されていること
- ・地域課題の緊急性やまちづくりの機運、市内外への効果の波及度などをふまえて施策展開の優先度を明確にし、確実に取り組みを進められること
- 5-2 多様な取り組みの組み合わせと柔軟な制度活用
- ・土地利用誘導や施設整備、ソフト施策等の多面的な組み合わせにより、施策展開の効果を一層高めること
- ・明確な目標の実現に向けた施策展開を支える観点から、制度の柔軟な活用を検討されること
- 5-3 共有される都市づくりのプロセス
- ・計画づくりから施設整備、管理までの一連のプロセスにおいて、市民等のかかわりの機会が確保されていること
- ・地域の自主的な活動の積み重ねが、地域の魅力を高め、ひいては都市全体の魅力向上につながるること

しくみ：都市づくりの取り組みにおける「協働」のしくみを充実します

- 6-1 取り組みの内容に応じた多様な「協働」
- ・「企画・計画」から「事業等の実施」、「維持・管理」、「評価・見直し」まで、取り組みの各段階で、協働の取り組みを進めます。
- ・継続的に取り組みを推進する体制を、テーマに応じて適切につくりまします。
- ・線引きや用途地域、周辺市と連携する幹線道路など、広域的な影響をもつ事項については、多様な立場の利害をより総合的に調整していく必要があるため、行政の主体性と責任が強く求められます。そのため、行政からの十分な情報提供と幅広い意見交換のもと、具体的な取り組みを進めます。
- ・地区計画や住宅街地内の生活道路など、地域的な事項については、地域住民の自主的な関わりが特に重要です。行政は、地域の自主的な活動への支援や、全市民的な観点からの取り組みの方向性の調整を行います。
- ・地域の主体的な取り組みを行政が支援し、地域ごとの都市づくりのガイドラインを定めるなど、きめ細かな協働の都市づくりを推進します。その際、施設等の維持管理や建物更新の段階的誘導など、事後の継続的展開をも視野に入れた推進体制づくりを重視します。
- ・個別の施策が相互に整合して展開され、総合的かつ一体的な都市づくりが推進されるよう、関係部局がこのマスタープランを共有し、個々の取り組みについてマスタープランとの整合を確保します。
- ・各領域を効果的・効果的に推進するため、行政の関係部局間での連携・協力を一層強め、テーマに応じた推進体制のもとで総合的な取り組みを進めます。特に、都市づくりの力点を掲げた5つのテーマについては、行政としても積極的に重点的かつ重点的に取り組みを推進します。
- ・上位計画の見直しや各種施策の展開状況等に応じて、このマスタープランの適切な見直しを行います。
- 6-2 都市づくりに関わる情報の共有
- ・都市づくりに関する情報の収集・提供を総合的に行う仕組みを整えます。
- ・情報通信技術を活用し、より見やすく、使いやすい情報提供を進めます。
- ・地域の自主的な活動を育むため、出前講座の実施など、学習機会の充実を図ります。
- 6-3 都市計画制度の運用におけるわかりやすさと透明性の確保
- ・都市計画制度の運用におけるわかりやすさと透明性の確保
- ・都市計画の策の作成にあたって、説明会や公開会の開催、計画提案制度の運用など、市民意向の把握・反映のための取り組みを充実していきます。
- ・都市計画の決定手続きにあたって、手続きスケジュールや案の内容を広く、わかりやすく周知することともに、意見聴取の機会を充実していきます。

なお、最下段の「しくみ」は、原則を述べている第3章ではなく、第5章に該当しますが、中段の原則5-3の具体的な内容を示している関係上、都市づくりの「進め方系」として一体的に議論すべく、ここに掲載しました。